

茨城県総合計画審議会
住みよいいばらきづくり専門部会 第5回

平成22年10月21日（木）
茨城県開発公社ビ3階大会議室

午後1時01分開会

○事務局

皆様こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから茨城県総合計画審議会第5回住みよいいばらきづくり専門部会を開会させていただきます。

まず、議事に入ります前に、配付資料の確認をお願いしたいと思います。配付資料につきましては、お配りしております次第の番下に「配付資料一覧」を記載させていただいております。次第、席次表、委員名簿がついてございます。資料につきましては、資料1「新しい県総合計画『中間とりまとめ』に関する意見募集結果」というもの。資料2が三つに分かれておまして、資料2-1「政策展開の基本方向（案）」という少し厚目の冊子になってございます。さらに、資料2-2「第4回専門部会の意見への対応」ということで、A4横長のつづりでございます。それから、資料2-3「数値目標一覧」という、同じくA4横長の資料でございます。さらに、参考資料といたしまして、「新しい県総合計画の『中間とりまとめ』の概要」という1枚の紙をお配りさせていただいております。

以上の資料につきまして、足りないもの等ございましたらば、お声がけをいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、会議の進行につきましては、部会長さんをお願いいたします。よろしく願います。

○部会長

皆さんこんにちは。今日は報道が入っております。公開ということで、よろしく願います。

それでは、まず、本日の予定について申し上げたいと思っております。8月から9月にかけて行われました「中間とりまとめ」に関する意見募集、いわゆるパブリックコメントの結果について、最初に事務局から御報告をお願いいたします。そして、専門部会がまとめるべき政策展開の基本方向についての案を固める全体的な議論をしてまいります。

では、最初に議事1の「中間とりまとめ」に関する意見募集の結果について、事務局から御報告をいただきたいと思っております。よろしく願います。

○企画課長

それでは、議事1の「中間とりまとめ」に関する意見募集の結果について、御報告させていただきます。

お手元の資料1の「新しい県総合計画『中間とりまとめ』に関する意見募集結果」を御

覧いただきたいと思ひます。この意見募集につきましては、8月20日の総合計画審議会において御審議をいただいた中間とりまとめにつきまして、県のホームページなどに掲載をし、8月25日から9月24日までの1カ月間、広く県民の皆様を対象に行つたものでございまして、インターネットや電子メール、郵送により、30名の方から71件の意見をいただいております。御意見の分野別内訳としましては、5の分野別内訳の表がございまして、計画全体に係るものが9件、基本構想に係るものが全部で16件、それから、政策展開の基本方向に係るものが全部で46件、トータル71件でございます。

本日は、時間の関係上、住みよいいばらきづくり専門部会に関連のある主な御意見を中心にしまして御紹介をしたいと思います。

資料の4ページでございます。いばらきの目指す姿に関する御意見としまして、20番にございまして、「生活大県」には環境保護という視点が欠如しているのではないかとというような御意見もいただきました。今回の総合計画では、県民生活の充実が最重要と考えておりますので、基本計画においても地球温暖化対策や湖沼環境の保全などについて具体的に記載をしていくこととさせていただきます。

次に、5ページでございます。政策展開の基本方向に関するものとして、26番にございまして、具体的な施策を示すべきとの御意見がございました。今回、中間とりまとめの段階ですので、主な取組の記述が具体的になかったためか、イメージをつかみにくかったものと考えられます。今後、具体的に記述をまいります。

次に、6ページでございます。住みよいいばらきづくりに関する御意見と対応についてでございます。33番から35番にかけては医療に関する御意見でございまして、医療の地域的偏在や医師不足、救急医療体制についてのものがございます。これらの御意見につきましては、政策(1)医療・保健・福祉が充実した安心できる社会づくりの施策、安心して医療を受けられる体制の整備や生活大県プロジェクトの中で御意見を踏まえた記述をまいります。

次に、6ページから7ページにかけてでございますが、36番から40番には、少子化対策や子育てに関する御意見をいただいております。子育てをしながら働く親への支援を望むものや子供の居場所づくりなどに関するものがございます。これらの御意見につきましては、政策(1)の医療・保健・福祉が充実した安心できる社会づくりの施策②子ども・子育てを応援する社会づくりや生活大県プロジェクトの中で御意見を踏まえた記述をまいります。ただし、総合計画では御意見の詳細までは反映しにくい点もございますので、具体的な意見内容につきましては、事業の展開を図る上で意見を参考にしてまいります。

それから、8ページでございます。41番は介護に関する御意見でございます。これにつきましても、政策(1)医療・保健・福祉が充実した安心できる社会づくりの中の施策③高齢者が安心して暮らせる社会づくりの主な取組の中で反映をまいります。それから、43番、44番は環境問題についての御意見でございます。これらにつきましても、政策(3)みんなで取り組む地球にやさしい環境づくりや生活大県プロジェクトの中で御意見を踏まえた記述をまいります。

さらに、9ページでございます。45、46番は、県境地域の交通確保や生活の足であ

る地域内公共交通に関する御意見でございます。これらにつきましても、御意見を踏まえながら、政策（４）人にやさしい良好な環境づくりの施策③生活交通環境の充実の中で反映してまいりたいと考えております。

「中間とりまとめ」に関する意見募集の結果につきましては、以上でございます。

○部会長

ただいまの事務局の御説明のパブリックコメントでございますが、事務局である程度対応していただいておりますけれども、何か質問とかございますでしょうか。それではA委員お願いいたします。

○A委員

応募総数が30人という件数は多いのか少ないのか見当がつかないんですけれども、県民の人口に比しては少ないように思いますが、事務局としてはどのようにお考えになっているのでしょうか。

○部会長

30名という人数ですね。少ないのではないかということですが、今までいろいろなパブリックコメントをやっていると思いますけれども、お答えをお願いいたします。

○企画課長

応募総数の多い少ないに関しては難しい点でありますけれども、前回の計画策定するとき、意見募集を行ってございますが、前回のときは14件でございました。それから比べると、今回はいただいておりますし、中間とりまとめでまだ内容的にも具体的なものが余り入っていない段階を考えますと、こういう結果かなという感じがしております。

○部会長

よろしいですか。かなりしっかりした意見が多く寄せられたかなと思うのですけれども。

○A委員

前回は14件ですか、もう少し努力するとさらに多くなるのではないかなという気持ちがあります。そのあたりは詳しくないのでわかりませんが、県民がもっと参加できるような広報などの取組をもう少しやったらどうかなという気持ちがあります。

○部会長

30件は全部県内からでしょうか。

○事務局

はい、全部県内からでございます。ほかでもいろいろ計画のパブリックコメントをやっているのですが、やはりインターネット等を通じて余り意見が芳しく出ているような状況

ではないと、全般的なところはそういう状況です。この計画につきましても、インターネットや、各県民センターがございますので、そういったところに配布したり、市町村の広報紙なんかにも載せたりと、さまざまな形で広報して、できるだけ意見を集めようと努力はしたんですけれども、なかなか集めることができずにこういった結果となってございます。

県民の意見につきましては、専門部会が始まる前に、総合部会の委員の出席をいただいて、各地域づくり委員会でありますとか、女性フォーラムでありますとかから、直に御意見をお伺いしている部分もあります。そういったことも、県民からの御意見ということで、できるだけ盛り込み、反映する形で取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○部会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは、本日は、議事の2の政策展開の基本方向（案）について、皆様の御意見をいただくということになっておりますので、まず最初に、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、説明をさせていただきたいと思います。若干長くなりますので、座って説明させていただきます。

資料といたしましては、「政策展開の基本方向（案）」である資料2-1の分厚い冊子でございます。それと、委員の皆様からいただきました御意見の要旨等との対応をまとめた資料2-2、A4の横になっておりますけれども、これを御用意してございます。

本日は最後の専門部会ということでもありますので、資料2-1を使いまして、全体を通しながら主な取組、あるいは数値目標、さらには、前回からの修正点などを中心に、御説明をさせていただきたいと思います。

それでは、資料2-1を御覧願いたいと思います。まず、開いていただきまして、1ページでございます。ここには、住みよいいばらきづくりに関する政策及び施策の体系が記載してございます。改めてこの体系を御確認いただきたいと思います。これに沿って、また御説明をいたしたいと思います。

続きまして、3ページを御覧願いたいと思います。ここには、政策（1）医療・保健・福祉が充実した安心できる社会づくりについてでございます。まず、施策①安心して医療を受けられる体制の整備につきまして、前回、この施策の名称に県民だれもが同等にといた趣旨のことを加えた方がよろしいというような御意見をいただきました。これに関しましては、参考資料を御覧ください。これは、先ほどもお話に出ました「中間とりまとめ」の概要についてまとめたものでございますが、この資料の中段の左側に、「住みよいいばらき」という四角があるかと思うのですが、その上に、「だれもが安心して健やかに暮らすことができる『住みよいいばらき』」と記載してございます。このように、計画の第1部で、基本構想の部分ですが、「誰もが」といったような表現をしております。いただいた御意見の趣旨は、この住みよいいばらきづくりの目標全体に係るということで、含まれているものと御理解いただきまして、施策の名称についてはそのままにさせていただきます。

たいと考えてございます。よろしくお願ひいたします。

また、もう一つの御意見、周産期医療や小児医療の観点から、僻地がさらに僻地化してしまうのではないかとというような御意見もいただいております。これにつきましては、3ページの主な取組のところで、網かけがしてありますが、主な取組の3番と6番、この辺で、僻地医療あるいは周産期医療について、しっかりと対応していきたいと考えてございます。

それから、3ページの真ん中やや下に、若干追加した記述を設けております。様式を若干変えまして、主な取組の欄の下に、他の目標の関連施策という部分が入っているかと思ひます。これは、安心して医療を受けられる体制の整備を進めるに当たっては、やはり医療系の人材の育成も大変重要でございます。そういった観点から、人が輝くいばらきづくりの施策も関連する施策としてここに記載して、分野横断的に取り組んでいきますという姿勢を示したものでございます。以下、各施策に同様の記載をさせていただいておりますので、その辺も御確認願ひしたいと思います。

それから、数値目標に関しましては、前回、救急医療の看護職員数を目標とすべきとの御意見をいただきました。救急医療、病院のみならず、さまざまな施設において看護師が不足しているという実態もございますので、ここは就業看護職員数を指標とするということとさせていただきます。

また、医学部進学者数については、進学者数ではなくて県内で働く医師数にすべきというご意見もございました。これにつきましては、別途、医師数を掲載することにしておりますので、それを補足する指標という意味で、今回、新たに医学部への進学者数も載せたいと考えてございます。

さらに、病院では働きやすい環境づくりが重要というような御意見もいただきました。これにつきましては、4ページ右側になりますが、医療機関の役割のところ、「医療に携わる職員の就業環境の改善」ということを新たに記載させていただきました。こういった役割を明示しております。

続きまして、5ページを御覧願ひます。施策②子ども・子育てを応援する社会づくりでございます。ここでは、下の方になりますが、新たな指標といたしまして、いばらき出会いサポートセンター利用者等の成婚者数、そのほか、地域子育て支援拠点の実施箇所数、子育て応援宣言企業数などを指標とさせていただきました。また、現行計画から引き続いて、保育所の待機児童数をゼロにする数値目標も載せたいと考えております。

続きまして、7ページを御覧ください。施策③高齢者が安心して暮らせる社会づくりでございます。数値目標につきましては、介護支援専門員数は既に目標を達成しているのではないかと御意見をいただきました。目標は確かに達成しておりますが、今後も施設数が増加していくことから、引き続き介護支援専門員数というのも目標として必要だろうと判断し、掲載させていただいております。あわせて、現場では介護職員数が少なく困っているという御意見もございました。これに対しては、介護職員数を新たに指標とするということにさせていただきます。

続きまして、9ページをお開き願ひしたいと思います。施策④障害者の生活支援の充実でございます。前回、軽度の知的障害者が自分で働き、生活できるような支援をする作業施

設、こういったものが少なく、そういった環境づくり、あるいは職業提供について検討すべきという御意見をいただきました。これにつきましては、主な取組の2にありますとおり、障害者の自立のための職業訓練の充実、あるいは障害者就業生活支援センター等の充実、こういった取組によってしっかりと対応していきたいと考えております。

さらに、他の目標の関連施策にも記載してございますが、人が輝くいばらきづくりの政策（3）互いに認め合い支え合う社会づくりの中の⑤障害者の自立と社会参加の促進という部分においても関連する取組を位置づけてございます。

続きまして、10ページを御覧願いたいと思います。ここでは施策⑤安心できる保健・福祉サービスの提供でございます。ここでは感染症対策、生活保護制度、マル福制度、要援護者への支援など、主な取組を記載しております。新たな数値目標といたしましては、災害時の要援護者避難支援プラン個別計画策定市町村数というものを新たに掲げてございます。

続きまして、11ページです。施策⑥生涯にわたる健康づくりでございますが、ここでは生活習慣病対策や禁煙、食育など、主な取組を記載してございます。数値目標に関しましては、メタボリックシンドロームや生活習慣病の指標化についても御意見をいただきました。検討した結果、今回、メタボリックシンドロームに関する指標を取り入れたいと考えてございます。

続きまして、政策（2）に移りまして、安全で安心して暮らせる社会づくりについて御説明します。まず、13ページ、施策①犯罪に強い地域づくり、ここでは警察基盤の強化、あるいは地域住民と協働した安全・安心な社会づくり、さらには、犯罪や災害の被害者支援体制などを主な取組として記載してございます。数値目標といたしましては、治安の悪化を感じている県民の割合について、引き続き記載していきたいと考えております。

右側の14ページを御覧願いたいのですが、ここは施策②消費生活と食の安全確保についてでございます。ここでは消費者被害を未然に防ぐ対策、あるいは食品などの安全対策などを主な取組として記載してございます。指標といたしましては、新たに有資格の消費相談員割合、あるいは食に不安を感じる県民の割合などを指標として取り入れてございます。

続きまして、16ページでございます。施策③交通安全対策の推進でございます。ここでは交通指導取締りの強化や交通危険箇所の改修、交通安全教育の推進などを主な取組として記載してございます。指標といたしましては、通学路などの歩道整備率などについて指標化できないかという御意見を踏まえまして、新たに県管理路線歩道整備率というものを指標として取り入れてございます。

続きまして、17ページでございます。施策④防災体制・危機管理の強化です。異常気象等の関連で、熱中症やゲリラ豪雨に対する取組を記載すべきではという御意見がございました。これにつきましては、真ん中の主な取組の8でございますが、後段の部分で、「異常気象（局地的大雨）等に備えるため、情報伝達手段の充実や県民の防災に対する意識の向上」といったものを追加して記載させていただいております。

また、ハザードマップに関する数値目標はないのかというような御指摘もいただきました。確認しましたところ、既に42の市町村で洪水ハザードマップを作成しているようで

ございまして、指標化するに当たっては、市町村の数ではなくて、そうした既にできたハザードマップについて、質的にどういった内容を検討するのか、引き続き検討を行う必要があるのかなというところで、もう少しお時間をいただきまして、今回は指標化を見送らせていただいたところでございます。

さらに、公共施設の耐震化について指標化できないかという御意見をいただきました。これにつきましては、現在、県有施設あるいは市町村有施設など、それぞれが耐震化計画を策定しております。したがって、一律の指標化ではなくて、それぞれの計画に沿って取組を各主体が推進していただきたいと考えております。ただ、御意見の趣旨も踏まえまして、県関係の構築物に関する耐震化の状況を示す指標を新たに追加する方向で今検討しているところでございます。今回は間に合わなかったのですが、載せる方向で検討させていただきたいと思っております。

続きまして、19ページです。施策⑤原子力安全体制の確立でございまして。ここでは、原子力施設の安全確保、原子力総合防災訓練の継続的な実施などを主な取組として記載してございます。

続きまして、20ページでございまして、施策⑥県土の保全と社会基盤の維持・更新です。ここでは土砂災害や山地災害、洪水などの災害防止に対する取組や公共構築物、あるいはライフラインなどの維持・更新について記載しております。数値目標としましては、がけ崩れ危険箇所の改修率や土石流防止のための改修率などの指標化ができないものかという御意見をいただきました。検討した結果、土砂災害防止施設の整備率というものを新たに指標として設けることといたしました。

続きまして、政策(3)みんなで取り組む地球にやさしい環境づくりに移らせていただきます。22ページでございまして、施策①地球温暖化対策の推進でございまして、省エネルギーの取組指標として、家庭での電力消費量、あるいは再生可能エネルギーである太陽光発電について指標化できないものかという御意見をいただきました。これにつきましては、家庭での電力使用量につきましては、オール電化の進展などもありまして、むしろ電力使用量がふえる傾向にあるということがございます。

それから、太陽光発電システムの導入件数につきましては、国の施策によって大きく数値が変動するようございまして、県としての取組の成果がなかなか見えにくいという部分もあるようございまして、地球温暖化対策の数値目標としては、引き続きCO₂の削減率とさせていただきたいと考えてございます。このほか、新たな指標といたしまして、県民の環境保全に取り組む状況を示すものとして、環境保全活動実践リーダー養成者数を取り上げさせていただきました。

また、環境を楽しむ内容の取組も記載すべきという御意見をいただいております。これにつきましては、27ページになります。政策(3)の方に移ってしまうのですが、27ページの上でございますとおり、⑤身近な地域環境の保全と自然環境の保全・活用に係る主な取組の9「水や緑に親しめる環境づくり」などで対応してまいりたいと考えてございます。このほか、活力あるいばらき部会の方になるのですが、多様な自然を生かした魅力ある地域づくりというものを79ページの方にも記載してございます。取組の4、「筑波山や霞ヶ浦などを生かした交流拠点づくりを進めるとともに」というところでございます。

が、この辺にも自然を楽しむという趣旨の取組を記載してございますので、こちらで対応していきたいと考えてございます。

続きまして、24ページにお戻り願いたいと思います。24ページには、施策②資源循環型社会づくりの推進が記載されています。ここでは、廃棄物の発生の抑制や循環的利用、適正処理による資源の消費抑制、さらには、未利用バイオマスの有効活用などを主な取組として記載してございます。指標といたしましては、1日一人当たりのごみ排出量、あるいは産業廃棄物の再生利用率などを指標として記載してございます。

次に、25ページでございます。施策③霞ヶ浦など湖沼環境の改善でございます。さまざまな水質浄化対策、あるいは流入河川の水質浄化といった取組を記載しております。数値目標といたしましては、引き続き、霞ヶ浦の水質（COD）に加えまして、霞ヶ浦流域の生活排水処理率を新たに指標として取り入れてございます。

続きまして、右側の26ページでございます。施策④林業の再生と健全な森林の育成でございます。木を植え、育て、伐採し、木材を有効に活用する緑の循環システムの構築や森林ボランティアなどによる森林づくり、これらを主な取組としてございます。数値目標といたしましては、間伐実施面積などを記載しております。

続きまして、27ページです。施策⑤身近な地域環境の保全と自然環境の保全・活用でございます。ここでは大気環境の保全や水質保全、地盤沈下の監視などとともに、野生動物の保護や自然環境、あるいは景観の保全などを主な取組として掲げてございます。数値目標としては、大気汚染に係る環境基準、公共用水域の環境基準の達成率などを掲げております。

次に、29ページをお願いします。政策（4）人にやさしい良好な生活環境づくりでございます。施策①やさしさが感じられるまちづくりでございますが、ここでは集約型の土地利用、ユニバーサルデザインによる生活空間づくり、バリアフリーに対応した住環境の整備などを主な取組として掲げてございます。数値目標ですが、公営住宅のバリアフリー化に加えまして、高齢者優良賃貸住宅の数値が指標化できないかといった御意見をいただきました。高齢者優良賃貸住宅につきましては、本県ではまだ供給実績が20戸と少ない状況にございまして、指標化は今回は見送りさせていただきたいと考えております。

次に、30ページでございます。施策②地域コミュニティの活性化と多文化共生のまちづくりでございます。地域活動団体間のネットワークや地域社会活動への参加促進、外国人に対する支援体制の整備などを主な取組として掲げてございます。

前回、ボランティア活動について、社会福祉協議会のボランティアセンターが地域のボランティアの状況をよく把握しているということで、ボランティアセンターとの連携について記載すべきではないかという御意見をいただきました。検討した結果、主な取組の中に、「社会福祉協議会のボランティアセンターと連携を図りながら、ボランティア活動を促進してまいります」というような記述を追加したところでございます。数値目標といたしましては、NPO等との県の連携、協働事業実施件数、あるいはNPO法人数、多文化共生サポーターバンクへの登録者数を記載してございます。多文化共生サポーターバンクについては、登録者数というよりは利用件数に変更してはという御意見もいただきましたが、より多くの県民が多文化共生サポーターバンクというものに登録することが多文化共

生のまちづくりには必要ではないかということから、登録者数のままとさせていただきます。

続きまして、31ページをお開きください。施策③生活交通環境の充実でございます。広域的、幹線的なバス路線の維持・確保・活性化、さらには、多様な生活交通サービスの導入促進、エコ通勤の促進などを主な取組として記載してございます。数値目標ですが、前回の部会では、高齢者や障害者が公共交通を利用できる割合を示す指標はないのかという御意見をいただきました。こうした割合をどのような形で統計で示すのか、若干難しい点もありまして、今回は市町村による公共交通に関する計画の策定率というものを示させていただきます。また、県管理歩道のバリアフリー化率も指標とさせていただいております。そのほか、ノンステップバスの導入率がこの表から抜けてしまっているのですが、これも引き続き記載しておきたいと考えてございます。

それから、32ページでございます。施策④生活衛生環境の充実でございますが、水道の整備や下水道等の排水対策、あるいはペット由来の感染症に関する衛生指導、生活衛生関係営業施設の監視指導などを主な取組として示しております。数値目標といたしましては、前回、浄化槽の管理契約の継続数などはどうかという御意見をいただきました。生活衛生環境の充実を図るという意味で重要な指標であると思われませんが、まずは未処理の排水処理を整備していくことが先決であろうということで、生活排水処理普及率を引き続き載せていきたいと考えてございます。

なお、今の御指摘に関連しまして、主な取組の5に、浄化槽の適正な維持管理を促進しますというような記述を追加してございます。

説明は以上になりますが、数値目標に関しては別途資料2-3で一覧を示しております。これについては後で御覧おき願いたいのですが、この中には、前回の御意見なども踏まえまして、全国との比較が可能なものについては、できるだけ全国平均値や全国での順位なども示しております。さらには、目標値の考え方についてもあわせて記載してございます。

なお、住みよいいばらきづくりに関する数値目標は、今日御説明した数値目標全体で63項目、そのうち新規は23項目ということになっております。現行と比べまして若干多いので、最終的には、本日の御意見も踏まえながら、補足指標の方を中心に若干絞り込みを行いたいと思っております。

最後に、数値目標等について御説明しましたが、数値目標というのは必ずしも施策の成果を完全に示すものではなくて、また、県としてコントロールできるものとできないものが残念ながらございます。そういった意味で、数値目標そのものは重要な県の物差しとして活用してまいりたいと考えておりますが、計画の進行管理そのものにつきましては、他の要素も含めて、全体的な視点から取り組んでまいりたいと考えてございます。

政策展開の基本方向についての御説明は以上でございます。

○部会長

ただいま御説明がございました。今回の部会が最終回でございます。今日皆様から最終的な御意見をちょうだいしたいと思っております。

進め方ですけれども、政策が四つございますので、政策ごとに御意見をちょうだいした

と思います。まず最初に、政策（１）医療・保健・福祉が充実した安心できる社会づくり、ここのところから、お気づきの点とか御意見がございましたらちょうだいしたいと思います。数値目標に関しましても、何かありましたらお出してください。

それではB委員お願いします。

○B委員

3ページの7の医療事故防止対策の取組の促進のところに示されている医療安全相談センターの充実というところですか。発生後の対応について、最近、医療ADR、代替的紛争処理というのが結構出てきております。御存じかと思いますが、茨城県の医師会では医療問題中立処理委員会というのが立ち上がっており、全国的にも注目されており、かなり先進的な対応をしていると私は理解しております。そのため、これからの医療事故発生後の対応としては、医療ADRの推進のような表現も必要ではないかと感じますので、もし無理でなければ記載してはどうか、一応御意見だけ申し上げました。以上でございます。

○部会長

ありがとうございます。それでは、医療紛争処理、ADR、こちらの方を事務局の方で御検討いただくということよろしいですか。

そのほか、いかがでしょうか。はい、C委員お願いします。

○C委員

私も同じく安心して医療を受けられる体制の整備に関してですが、最近、茨城県内に限らず全国の問題になってしまうと思うのですが、院内感染とか、これまでにない細菌による死亡等々が発生しており問題にされています。その中で、やはり院内感染で起こることがあるというようなことがいわれておまして、院内感染をいかに防ぐか、病院の中にチームをつくっていただくとありがたいなと思います。そういう点の御検討はいかがでしょうか。

○部会長

これは7番の医療事故防止などと連動するかと思います。もう少し具体的に、院内感染のようなものを入れていくのかどうか、事務局の方はいかがでしょうか。

○事務局

そうですね。7番に関することと思いますが、先ほどの医療ADRも含めて、院内感染について、保健福祉部と検討させていただきたいと思います。何か保健福祉部から、ありますでしょうか。

○保健福祉部

昨今、非常に院内感染が話題になり、帝京大学とか、あるいは外国などでもそういった

事例がありまして、国からも通知が来てございますので、県内各病院さんにも徹底するように御通知申し上げたところでございます。非常に重要性がありますので、7番の中でどういう形で表現できるか、検討させていただきたいと思います。

○部会長

そうですね。文言をできたら入れていただくといいかなと思います。よろしく御検討をお願いします。はい、D委員をお願いします。

○D委員

今の院内感染対策ですけれども、各病院に院内感染対策の委員会ができているところが多いと思います。そこが定期的に病院内を回って、おかしいと思うところは早目に改善しており、多剤耐性菌が出た場合には、すぐ保健所に連絡して、そちらの指示を仰ぐ体制は現段階でも十分に機能しております。今後、さらに新しい耐性菌等に対して素早く強力に対応していくことがやはり重要で、体制としては既にできているので、その言葉をもう少し違った形で入れていただいた方がいいのかなと思います。

○部会長

いわゆる迅速対応とか、あるいは公表とか、そういうものを早くするとか、そういうところを含めて御検討ください。そのほか、いかがでしょうか。はい、では副部会長お願いいたします。

○副部会長

10ページのところの⑤の4番に地域ケアシステムのことが出ていますが、この部分に、他の目標の関連施策というのがないのですが、実はこの地域ケアシステムと30ページの地域コミュニティの活性化のところとは非常に連動するかと思うんですね。ですので、他の目標の関連施策のところに入れていただければと思います。もともと地域ケアシステムは地域の人たちがお互いに支え合いながら守っていくというようなものから始まっていますので、ここの関連が非常に強うございますので、こちらの方にも関連として入れていただいた方がよりわかりやすくなると思います。

○部会長

その点について事務局から何かありますか。

○事務局

御指摘の点を踏まえて、その方向で整理したいと思います。

○部会長

よろしく願いいたします。そのほか、いかがでしょうか。

それでは、11ページの生涯にわたる健康づくりのところ食育が出てまいりますけれ

ども、今、子供の食育では栄養教諭が大変重要な役割を果たしておりますので、もっと栄養教諭を増やしていかなければならないと思っているのですが。県の目標というか、この辺の数値というのは入れられないのかどうか、事務局の方にお伺いします。

○教育庁

教育庁です。栄養教諭の重要性については認識しているところでして、増員に向けて努力しておりますが、具体的に目標数値をどのように設定するかということ自体は、今議論している最中でございます。総合計画に指標として数値を記載することは難しいかというのが率直なところでございます。

○部会長

そうですか。数値を入れるのが難しいのであれば、今後栄養教諭などを増やしていくとかの文言を入れていただけるといいと思うんですけども。

○教育庁

はい。増員に向けて努力するということについては、施策というか方向性としてありますので、どういった形で表現できるか、担当課と協議したいと思います。

○部会長

よろしく願いいたします。そのほか、1番の項目、いかがでしょうか。はい、E委員お願いいたします。

○E委員

今回、初めて参加させていただきました。

6ページの子ども・子育てを応援する社会づくりのところに、県民に期待される役割として、「男性の家事・子育てへの積極的参加」とありますが、これだけ聞くと、恐らく男性の方はえっ？と思われる方が多いのではないかと思います。もし男性に家事・子育てへの積極的参加を促すのであれば、女性もきちんと就労してもらわないと、男性は会社で疲れて帰ってきて、また家事と子育てというのは、ちょっとおかしい気がしますので、もし男女共同参画をここで言うのであれば、女性の就労促進というのも書かないとアンフェアじゃないかなと思います。一方的に男性の負担が増えるようにも読み取れるのではないかなと思いました。

○部会長

ありがとうございます。女性の就労促進は、これは違う部会で扱っていると思われれます。男女共同参画を扱っている部門で十分書かれていると思いますが、いかがでしょう。

○事務局

今の点につきまして、女性に関して申し上げますと、49ページを御覧いただきたいの

ですが、ここは人が輝くいばらきづくり部会のテーマですが、施策として、個性と能力が発揮できる男女共同参画の推進というところがございます。その中で、男性も女性もともに社会の構成員として頑張っていきたいと思いますというようなことをいろいろ取組として書いてございまして、数値目標的にも女性の有業率なんかも書かせていただいております。委員おっしゃるとおり、6ページにある県民の役割で唐突に「男性の」というところもあるので、表現的に少し検討はしたいと思います。

○部会長

とても大事な項目です。育メンという言葉も一般的になってきました。ここでは、少子化対策としてしっかり男性の家事・子育て参加について位置づけをお願いしたいと思いません。

そのほか、いかがでしょう。はい、F委員お願いいたします。

○F委員

昨日の新聞ですか、他県の知事さんが育休をとるというお話がありました。今、女性ばかりが子育てにかかわるのではなく、男性も一緒になって子育てをしていこうという風潮です。ですから、男性が子育てのために育休をとることが茨城県でどの辺まで進展していくかというのもおもしろい指標かなと思ったものですから、いかがでしょうか。

○部会長

男性の育休と言われると、多分数字がすごく低いと思います。ですから、数値化とか指針にするのは難しいかなと思いますが。

○F委員

少ないのであれば、これから女性も働くという観点からすると、男性の育休の取得を進めていく表現を入れることは、すごく大事かなと思ったものですから、お願いいたします。

○事務局

今、委員おっしゃるとおり、男性の育児休暇の取得の推進というものをこれから努力しなければいけないのだと思います。残念ながら担当課が来ていないものですから、細かい数値をお答えできませんが、数値というよりは主な取組の中でそういった表現を前向きに検討させていただきたいと思います。

○部会長

この点に関しては、法律も改正されましたので、今後、進むのではないかと考えられます。

そのほか、よろしいですか。それでは、(1)の項目は以上にいたしまして、(2)安全で安心して暮らせる社会づくり、こちらの方にまいりたいと思います。

はい、それでは、B委員お願いします。

○B委員

13ページ関係で、2点御検討をお願いしたいと思います。一つは数値目標ですが、県民の治安に対する意識状況が示されていますが、これは主観的なインデックスですので、もう一つ、すぐ出せるものとして、例えば県内の刑法犯なり窃盗の認知件数、あるいは人口10万人当たりの発生率というような客観的なものがあればと思います。関連して言えば、16ページの方の交通事故につきましては、交通事故死者数という客観的な指標が示されているので、御検討いただければよろしいかと思えます。

2点目は、各主体に期待される役割のところの企業の欄ですけれども、そこに、定住外国人への支援活動の推進があります。県民や団体、市町村の欄には犯罪被害者が入っておりますが、企業のところだけ犯罪被害者への理解だとか支援というのが入っていないので、ぜひとも入れていただきたいと思えます。

ちなみに、内閣府の犯罪被害者等施策などにおきましても、今後、企業の犯罪被害者支援等について、企業等の果たす役割の重要性というのは強調されておりますし、また、内閣府で作成した資料の中では、茨城県の企業の取組なども紹介しております。我が県が先進的な部分もありますので、よろしいのではないかと思えます。以上でございます。

○部会長

それでは、2点ありました。まず犯罪件数ですね。これについて指標にできるかどうかということですが、事務局、いかがでしょう。

○警察本部

警察本部です。刑法犯認知件数の関係は、警察本部でも検討しました。認知件数につきましては、目標設定が難しいこともあり掲げませんでした。交通事故死者数の場合ですと、国の方から大体何人以下にするという設定がありまして、それに従い定めている状況があります。ですから、認知件数にはそのような設定がないため、目標数値の設定自体難しいところがあって、今回は数値目標としては掲げておりません。

○部会長

よろしいでしょうか。ではもう1件、犯罪被害者、定住外国人等への支援活動の推進について、企業のところにも書き込むべきではないかというお話でしたが、いかがでしょうか。

○事務局

おっしゃるとおりで、企業も広い意味での県民でありますので、企業の役割としても犯罪被害者に対する理解と支援というものを入れる方向で検討したいと思います。

○部会長

はい、お願いいたします。それでは、そのほかいかがでしょうか。

それでは、17ページですけれども、耐震化率、「県有建築物等の」ということで出て

おりますが、小学校とか中学校とか、避難所になる可能性のあるところの県内の耐震化率、これを掲げる必要があるのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。このあたりの数字はとれると思うんですけれども。

○事務局

これには小中学校は含んでおりません。

○部会長

小中学校は入っていないですね。ですから、市町村にきちんとやっていただくという意味で、何か入れられないのかということなのです。

○事務局

詳しくは教育庁にお伺いしたいと思いますが、実は市町村ごとに耐震化の目標を設定しており、県として一律になかなか設けにくいということがありまして、今回の目標は、県の設定できる範囲で県有建築物とさせていただきます。小中学校の実績についてどういう状況なのかは、教育庁からお願いします。

○教育庁

教育庁です。小中学校の場合は市町村にお任せしているところですが、平成21年度を目標にして、90%という目標設定をしているところでございます。ただ、防災において小中学校をどういう形で位置づけるのか。防災拠点という設定がございますので、当然学校施設なども入っていますから、関連は出てくるかなと思いますが、学校だけを取り出すのはどうかなという感じはしております。

○部会長

それでは、とれるかとれないかも含めて御検討いただくということでお願いいたします。

そのほかいかがでしょうか。特になければ次の3番目の項目に進ませていただきます。みんなで取り組む地球にやさしい環境づくり、こちらについてお願いいたします。

はい、G委員お願いいたします。

○G委員

幾つかの細かいことですが、まず21ページの現状と課題のところの1番目の「温室効果ガスの増加による」という文が、ちょっとこれ地球にやさしいということを意識されてこういうものが書かれていると思いますが、一般には、もっと我々の身近なことに影響を受けるということを書いた方がいいのではないかというのが1点です。

それから、25ページの主な取組、霞ヶ浦ですが、4番目の「農業由来の汚濁負荷を削減するため」と書かれていますが、これは農業と畜産がうまく物質循環するシステムをちゃんとつくってやっていくということが大事なのかなと思いますので、そのような文章にした方がいいかなというのが提案です。

それと、26ページの数値目標に間伐実施面積とありますが、これは1年に何ヘクタール間伐するという数字ですが、実際にどのぐらい間伐すべき森林があって、そのうちどの程度やっていくのかというような形で表現してもらえないかというのが要望です。

それから、27ページの住みよいいばらきづくりの身近な環境ですが、身近な環境にどの程度住民がいて、そういう人たちの数が増えているのかどうかとか、何かそういう形の指標を入れた方がわかりやすいのではないかとということで提案いたします。以上です。

○部会長

4点ございました。まず、21ページの温室効果ガス増加というところ、もう少し身近なものを書き加えていただければという要望ですが。

○事務局

今の点につきましては、確かに非常に地球環境的な意味合いで書いておりまして、身近な部分についての影響というものが少し抜けている部分もありますので、そのような方向で修正したいと思います。

○部会長

それから、2点目が24ページの霞ヶ浦の4番目、これが農業由来の汚濁負荷を削減するという文章についてですが、循環システムについて文章の工夫をしていただくということによろしいですか。

それから、26ページ、間伐実施面積になっていますが、間伐をすべき面積と、間伐した面積とで率で表すことが可能かどうかなんですが、このあたりはどうでしょうか。

○農林水産部

農林水産部でございます。林業に関しましては、今、県計画で策定しているのと同時に、実は茨城県森林・林業振興計画というもう少し細かい内容の計画もつくっておりますので、数値的な部分はそちらにあるかと思えます。ですので、表現の仕方等については持ち帰り、現課と相談して工夫したいと思えます。以上です。

○部会長

よろしく申し上げます。それから、27ページについての表現は少し難しいかなと聞いていたので、もっと身近な指標にできないかということですね。先ほども、そういうものに県民が参加するとかの数字は、なかなかとりにくいかなと思うのですが。

○生活環境部

例えば、霞ヶ浦の湖上体験スクールなどは年間8,000人を超える状態でございます。今年度で言えば7,930人ほど湖上体験スクールで体験していただいております。それから、筑波山ですと筑波山フォレストエイドとか筑波山自然観察会などで、50人とか120人とか、そういう形でいろいろなところで触れ合いの機会を設けていただいております。

ります。

それと、例えば茨城自然博物館等でも自然体験教室を開催したり、いろいろなところで自然と触れ合っただけの機会とか自然を学習していただく機会を、行政、県の側でも設けているわけですが、それぞれにパターンとかやり方がございまして、それを単に自然に触れる、自然を勉強したとくくってしまうのは、なかなか難しい部分がございます、それでもよいというのであれば、何万人という数字が出てまいります。しかし、果たしてそれでいいのかなという感じもいたします。

○部会長

なかなか難しいですね。いろいろなことが多分あちらこちらで取り組まれていて、この数が入る、入らないとかになってしまいますから、政策名の「みんなで」と書いてあるところで読み取ってもらうのがいいのかなと思います。

そのほかいかがでしょう。はい、H委員お願いいたします。

○H委員

個人的な意見になるんですが、健全な森林の育成の中で、近年、非常にスギ花粉のアレルギーで苦しむ方が増えてきていると思うんですが、茨城県の中でも花粉が飛ばない杉を植え始めたというお話は以前にお聞きしましたので、スギ花粉の問題に対して項目を入れていただいて、将来的には花粉の飛ばない杉を植える目標というか、数値的なものが見えてくると、今苦しんでいる方たちにも、少し先の明るい希望が見えてくるのかなという気がいたしましたので、伐採した後に植える花粉の出ない杉をどの程度茨城県としては植えていく計画があるのかをお伺いしたいのですが。

○事務局

指標化については農林水産部に確認したいのですが、その前に、56ページを御覧いただきたいと思います。

花粉の飛ばない杉というお話でしたが、56ページの活力あるいばらきづくりの研究開発の推進と研究成果の社会還元、主な取組の5番ですが、放射線医療や無花粉スギなどの開発を推進するというところで、活力あるいばらきにおいてそういった取組をしていく記載をさせていただいております。これについての数値目標が可能かどうかは、農林水産部に確認させていただけますか。

○部会長

農林水産部さん、お願いします。

○農林水産部

農林水産部でございます。確かに今、花粉症については大きな社会問題だと思います。しかし、林業につきましても、もちろん環境的な面もありますが、やはり生業としての林業の部分を施策の中心に据えてやっておりますので、先ほども事務局からありましたよう

に、指標化については確認してみないとわかりませんが、そういった社会的な問題について触れられるかどうかにつきましては、持ち帰り現課と相談させていただければと思っております。

○部会長

それでは、御検討ください。

そのほか、いかがでしょうか。はい、F委員お願いいたします。

○F委員

今、私、里山保全ということで、あるところで勉強会をやっているんですけども、その中で、今までの建築物というのは建物がとても安くできるということもあるからでしょうが、結構外材が多かったりして、そうしますと、農業に地産地消という考え方があると思うんですが、木もその土地の気候なりいろいろなものになかった木で住宅をつくるのが長持ちする住宅だということが言われています。ここの26ページのところの県民に期待される役割にも、「木造住宅の建築など県産材の積極的な利用」と書いてあり、数値目標のところの県産木材の供給量をみますと、状況は非常にプラスでいい方向に向かっています。しかし、私の得た情報では、なかなか県産材木が使われていないように伺っているのですが、この辺のところの兼ね合いをちょっとお聞きしたいと思います。

○部会長

それでは、これの御意見というか、御質問ですね。

○農林水産部

農林水産部でございます。実際の統計的な部分と、あと委員がおっしゃっている感覚的なものといいますか、いろいろな情報があるかと思いますが、数値については、申しわけございませんが、現課に確認させていただきます。

○F委員

この資料ですといい方向に向かっているような感じに受け取れるのですが、私の情報では何か内情はちょっと違うのかなというふうに思えたので、私の情報が間違っているかもしれないけれども、その辺のところを教えてくださいたいと思います。

○農林水産部

はい。後ほどわかり次第お答えいたします。

○事務局

もう一つ、数値的な部分は確認をいただくということとして、林業に関する取組といたしましては、別の部会ですけれども、73ページを御覧いただきたいと思います。

林業・木材産業の活性化というところですが、ここの主な取組の4番に、「いばらき木

づかい運動の展開により、県産材の利用拡大を進めるとともに、木材産業の体質強化と木質バイオマスの活用」ということで、定性的な表現ではありますが、こういった取組も県として行っていくと。それが数値的にどうなるかは、確認させていただきたいと思います。

○部会長

そのほかいかがでしょうか。はい、D委員お願いいたします。

○D委員

先ほどの里山の件ですが、茨城県は平地が多いですから、里山もすごく多くございます。そうしますと、そこは個人の方が持っていらっしゃる土地で、何か観光地に近いところとか、そういうところに都市住民の方がいらして、そこだけの里山を整備するというのでは全然話にならないので、茨城県全体を考えてやっていただきたいと思うんですね。

昔は、持ち主が山に入り落ち葉をさらい、それを堆肥にするということをやっていましたが、それが今や全然やられない状況で20年も続いて、里山や当然平地も荒れてしまっている状況で、今から整備していくというのはすごく大変なことだと思います。そこに「都市住民等」と簡単に書いてありますけれども、そこをもうちょっと都市住民だけではなくて地域の力というか、若い人の力も借りて対応しないと、整備するのは絶対無理かなと思いますので、その辺の表現を書きいただけたらなと思います。

○部会長

県民の役割のところにもそういうふうな記述はないでしょうかね。森林整備の実践というのはありますが。

○事務局

今、委員おっしゃったとおり、27ページの方の主な取組は「都市住民等と連携」という形で書かせていただきましたが、その前の26ページの方でも、取組の4で「森林ボランティアや」、26ページの下の役割のところには、県民の欄に「森林ボランティア活動による森林整備の実践」という形で、26と27で、合わせ技でここは書かせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○部会長

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、その次、4番目の項目に入ってまいります。人にやさしい良好な生活環境づくりということで、お願いいたします。はい、A委員お願いいたします。

○A委員

先ほど多文化共生のまちづくりのお答えをいただいたのですが、一つは5年後の目標数値が1,210人ということで、現在、735ということだと思うのですが、お尋ねしたいのは、実際に活用している数字が出せないということではないんですね。

○部会長

事務局、お願いします。

○生活環境部

基本的には、活動している状況についてはなかなか把握が難しいので、登録人数で数値目標とさせていただいているということでございます。

活動状況について概略を申し上げますと、例えば語学のサポーターさんが424名登録していただいておりますが、平成22年度の9月末ぐらいのところで、活動状況について報告を受けている数字を見ますと、424名の語学のサポーターの方のうち、活動いただいているのは21件の21名、それから、医療通訳サポーターの方が141名ございますが、これが5件の5名、そのほかでは、各国の事情等の紹介講師という形の登録をいただいている方が209名ございますが、これの活動をいただいている方が25件の34名、それから、ホームステイ等のホストファミリーの登録が145名で、これについては、実際は9件の22家族で受け入れていただいているというようなところでございまして、全体で、活動状況としては51件、60名の方という状況でございます。

○A委員

ありがとうございます。活用されている状況は把握されているようですので、こだわるともありません。ただ、ここの数字からもわかるように、平成18年度に639で、21年度の段階で735ということで、つまり、サポーターバンクができたときは多くの人が申し込んでいるけれども、その後横ばい状態で、そこからの広がりがかなかなか難しい状況を示していると思うんですね。

その意味で、活用状況がわかれば浸透度もわかるかなと思ったので、今のお答えをいただきました。これからも活用状況を把握していただくとことを希望いたします。

もう一つは、ここに挙がっていますのは、5年後にも外国人というのは支援されるもの、やはり十分な能力を持たない市民として位置づけられているのかなという印象を受けました。多文化共生ということは、外国人も市民の一人として認めて、ともに意見を闘わせながら地域づくりをするというようなことなので、5年後を目指すならば、この中にやはり外国人が市民として、県民として育っていくような学習の場、あるいは教育の場というようなものが設けられてほしいと思います。

そして、支援されるのではなくて、それぞれの文化を生かした意見や文化の発信ができて、地域社会を豊かにしていける存在として位置づけられるような方向性が見えるように文章を工夫していただけたらと思います。

やはり外国人も、在留資格から見ますと、長く住み続ける人たちが圧倒的に多いわけですので、その人たちをどのように育てていくのかということが大変重要になってくるだろうと思います。その意味で、外国人自身が自分のコミュニティーの中で自助努力をして育っていけるように、また、自分の住む地域に対して愛情を持って、市民として、県民として自分の文化を発信していけるようにというような視点で何か項目を加えていただけたら

ありがたいと思います。

○部会長

外国人の自立を促すようなプログラムのようなものを入れられないかというふうな御意見ですね。いかがでしょうか。

○事務局

30ページの記載は、比較的、委員おっしゃるような感じの記載もありますが、一方で、53ページを御覧いただきますと、こちらは人が輝くいばらきづくり部会の方なんですけど、こちらにもやはり多文化共生を実現する相互理解の促進というコーナーを設けてございます。

ここで、例えば取組の1として、「外国人と日本人が国籍や民族の違いにかかわらず互いに尊重し合い、相互理解を深める」云々でございます。さらには、4番目として、「世界から多様な人材が集まる魅力ある多文化共生社会の形成」というような形で、こちらでは、むしろ外国人も日本人も一市民だというスタンスで、ともにいい社会をつくっていきましょうというような取組を示しております。ここと住みよいいばらきづくりの取組と一体となってそういった社会ができていくのかなと思っております。分野連携という意味でも、ここで、他の目標の関連施策というところにも記載しましたが、そのような形で、各部会にまたがるテーマはそれぞれでそれぞれの特徴に応じて対応を記載していきたいと考えてございます。

○部会長

合わせわざ一本ということですか。

そのほかいかがでしょうか。はい、E委員お願いいたします。

○E委員

2点あるんですが、まず29ページの主な取組の最初に「集約型土地利用」と書いてありますけれども、これに関して数値目標も期待される役割も余り具体的に記載がなかったので、集約型土地利用はすごく難しいことで、特に茨城県のような自動車に依存した都市では特に難しいことだと思います。具体的な数値目標とかではなく、例えば集約型都市への誘導政策の検討とか、そのぐらゐの表現でもいいので、何か書いた方がいいのではないかなと思いました。取組の一番初めに書いてあるというのは、難しいということであらわしているのだと思うんですけども、そのように感じました。

それと、2点目が31ページの生活交通環境についての数値目標ですが、例えば公共交通の分担率の推移などは恐らく数字があると思います。多分年々減っていると思うんですけども、もし増えている指標の方がふさわしいのだとしたら、例えば公共交通の空白地域率、人口カバー率のようなものであれば、多分デマンド交通など最近導入されているので、最近少しは増えていると思いますので、そういう指標があるといいのではないかと思います。

○部会長

事務局の方でいかがですか。

○事務局

1点目の集約型土地利用についてでございます。確かに1番目の主な取組としてもう少し具体的にどういったことが可能であるのか、土木部とも協議をして、表現を充実させていきたいと思っております。ただ、数値目標で何を扱うかについては定量的にどう把握していくのか、いろいろ難しい面もあるので、そこは検討させていただきたいと思っております。

○企画課長

もう1点、数値目標のお話でしたが、分担率は全体で押さえているものがございまして、それと、全体の中で何をどう書いていくのがいいか、そこは検討させていただきたいと思っております。空白地域率は市町村によって押さえていない市町村があり、県としても全体は押さえていない状況ですので、空白地域率の指標化は難しいと思っております。先ほどの分担率については検討させていただきたいと思っております。

○部会長

よろしいでしょうか。そのほか何かございますでしょうか。

はい、G委員お願いいたします。

○G委員

32ページの数値目標の下の方の生活排水処理普及率ですけれども、これ平成21年が76パーセント、目標が85パーセントで、平成27年が88パーセントとなっています。先ほど事務局の方から、数字に関してはいろいろな事情があるので、この数字をもとに何かをやっていけるわけでもないというような言いわけめいたことがあったと思うんですが、県として計画を立てて、この数字が守れるのかどうかというのは、やはり真剣に考えていただきたいと私は思います。

この88パーセントという数字が本当に見通しのある数字なのかというのをまずお伺いしたいのが1点と、逆に、こういう数字が出てきますと、例えば霞ヶ浦の水質保全をしようとしたときに、この数字を前提にいろいろとほかのものが決まってくるので、逆にこちらの数字がひとり歩きしてしまう場合があります。ということで、要望としては、目標というのが望ましいという意味ではなくて、やはり5年後にはこんなものにするぞというものを書いていただきたいというのがお願いです。以上です。

○部会長

生活排水処理普及率ですけれども、何か事務局、ございますか。

○事務局

生活環境部さん、何かありましたらお願いしたいんですが。

○生活環境部

こちらの生活排水処理普及率につきましては、実際、可能なものとしてある程度精査しているはずでございますので、大丈夫だと思います。

○部会長

大丈夫ということですか。よろしいですか。

○G委員

はい。議事録に残しておいてください。

○部会長

そのほか何か。はい、C委員お願いいたします。

○C委員

31ページの生活交通環境の充実に、バス路線の広域的な維持・確保・活性化に努めますと書いてあるのですが、私が住んでおります県西地区では、バスやそういった公共交通機関がほとんどない状態で、車でないと動けない状態になっています。実際に高校に通う手段がないので、県立高校がバスを出して巡回して生徒を通学させるという状況になっておりますので、特に車に乗れない学生や高齢の方等のためにも、本当にバス路線の活性化に努められるのかどうか等々をお伺いしたいなと思っております。

○部会長

では、事務局お願いします。

○企画課長

御指摘のように、公共交通は大きな問題だろうと思っています。実際、少子化、自動車社会が進んでおり、利用者がどんどん減っていますので、どうしても採算が合わずバス路線が撤退していくと。市町村をまたぐような広域的、幹線的なバス路線についてはそうならないように、国、県とで事業者にも補助も入れてございますが、それでも採算の合わないところは撤退をしていく。

そうしますと、バス路線がなくなってしまいますので、今、多くの市町村では、4に書いてありますように、コミュニティーバスとかデマンド型の乗り合いタクシーなどのサービスを導入しております。県では、基本的に幹線的な部分は維持・確保に努めていき、さらに、市町村単位では、コミュニティーバス、デマンド交通とか、そういう多様な交通サービスの導入を図るなど、それぞれの役割分担の中で努力をしていくという形になろうかと思っています。

○部会長

よろしいですか。もう一つ？ はい、どうぞ。

○C委員

市町村でいろいろやっていただいている状況は認識していますけれども、市町村をまたいで広範囲に行きたいときに、全くそれがつながらない、市内の中でしたらばデマンドタクシーとかコミュニティーバスがありますが、市をまたいで隣の市に行きたいというと、もうこれが全くつながらない状態になってしまい、隣の市に行きたいのに行けないというような状況です。今は私もまだ車を運転できますけれども、老後、隣の市に行くのにどうやって行ったらいいんだろうということを本当に山間部に住んでいる人間といたしましては考えてしまうところです。ぜひ市町村単位ではなく全県単位で、東西南北、市をまたいでも行けるようなものを考えていただければなと思っております。よろしくお願いたします。

○部会長

面をもっと広く、広域でというお話ですが、事務局いかがでしょうか。

○企画課長

確かに御指摘のように市町村内での話では進んでいますけれども、それが広域にまたがる広域交通については大きな課題だと思っておりますので、そういうことも含めて施策は進めていかなくてはならないと思っております。そういう意味で、広域的なバス路線といえますか、そういうものの活性化に努めることも含めて書かせていただきます。

○部会長

それでは、D委員お願いいたします。

○D委員

同じ内容ですが、やはり病院に勤めておられますと、例えばつくば方面はつくバスというバスが走ってまして、桜川市ではデマンドが回っていますけれども、筑西市はそういうのはない。例えば筑西市の方が桜川市の病院に来る場合には、交通機関が全くないんですね。途中で、50号線上にお互いのバスとかが融通していただけるような場所があればいいんですけども、そういうのも全く考えられていない状況ですね。

そうすると、桜川市の方がつくば方面の病院に行く場合にも、病院から巡回バスが出ている私立の病院の場合には行けますが、そうでない場合には自分の力で行くには、車を運転できない方は全く無理ですね。高齢者だけではなくて、車を運転しない若いお母さんとか、そういう方が行けないということになってしまいまして、患者さんからすごく不便だということを言われることがあります。

病院で巡回バスを用意できればいいんでしょうけれども、どの病院もできるというわけではありませぬので、やはり各市町村内だけではなくて、市町村間がつながるような方法を茨城県として考えていただければ、病院が少なくても、医師が少なくてももう少しいい

医療も提供できるなど、日々の診療で感じておりますので、よろしく願いいたします。

○部会長

高齢者にとりましては、都会の方が住みやすいという声が結構あります。この広い面積を持ちます茨城県でどのようにそういう生活の交通を確保するか、大きな課題だろうと思います。その辺、やはりもう少し高齢者を含めた書き方をされた方がいいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

そのほかどうでしょう。はい、副部会長お願いいたします。

○副部会長

1点お聞きしたいんですけども、30ページの4番のところに、「国の動向を踏まえながら、『新しい公共』の取組支援について検討を進めます」と書いてありますが、鳩山首相のときにプロジェクトで「新しい公共」という言葉が出てきたわけですが、この辺のところをきちっとやらないと、新しい公共って一体何なんなんだろうかと。

こちらの中間とりまとめに、みんなが主役というようなコンセプトが多少は書いてありますが、新しい公共という、非常に難しい言葉がポンと入ってきて、これについて検討を進めますと書かれているので、少し新しい言葉の場合は何か説明を入れないとどうなのかなと少し疑問に思いましたので、お願いいたします。

○部会長

これは全体を通して言えることですのでけれども、今後入るんですよ。

○事務局

御指摘のとおり、こういった新しい言葉、あるいは一般にはなじみのない言葉、こういったものについては、脚注などを使いまして丁寧に解説を入れたいなというふうに考えてございます。

○部会長

そのほかいかがでしょうか。はい、A委員お願いいたします。

○A委員

何も考えずに聞いておりましたけれども、今、4のところの「『新しい公共』の取組支援について検討を進めます」という、「検討を進めます」という表現は、とり方によっては何もしませんということのようにも受け取れるんですけども、「検討を進めます」ということはどういうことを指しているのでしょうか。

○事務局

国の方で「新しい公共」宣言なんというのを今年出して、いろいろと文書も出されているところですが、例えば国の取組としては、一つは、寄附金に対する税の控除だとか、国でできることをいろいろ書いているようですけども、そういった国の取組を踏まえて、

県として何ができるのか、我々の方も今いろいろ勉強しているところです。

これ「新しい公共」を県としてどう具現化するかというのは、例えば企画部なのか生活環境部なのかとか、そういう内部的な話もいろいろあって、どういう形で取り組むのが一番望ましいのか、まさに今、内部で検討しているところですから、このような書き方になっております。いずれにしても、何もしないということではなくて、前向きに我々は書いたつもりなので、その辺は御理解いただきたいと思っております。

○A委員

ありがとうございます。もちろんそうだと思って読み過ごしていましたが、このままですとそう受け取られかねないということと、これが5年間の計画だということを考えると、5年後にも検討ということになるのか、非常にもったいないという気持ちがしますので、お考えをもう少し具体的に書いていただくといいと思います。

○部会長

ここは積極的に、全体のところでも「新しい公共」という言葉は入ってきていると思います。重要な部分ですから、もう少し詳しく書けるのであれば御検討ください。

そのほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

政策の1から4まで御検討いただきました。この御意見の取り扱いというか対応ですけれども、今日が部会最後でございますので、今日出ました御意見等を事務局に整理をお願いした上で、変更等の内容の確認については、副部会長と相談の上やっていきたいと思っております。御了承いただけますでしょうか。

○G委員

済みません。

○部会長

まだありますか。はい、G委員お願いします。

○G委員

全体のことでよろしいですか。最初に御紹介いただいた資料1の2ページ目に、全体構成の関係ということで御意見がいろいろ書かれています。この中の5番、6番、7番、8番という、茨城県らしさが見えないとか、5年間の総括をしてからつくるべきだとか、あるいは優先順位をつけた方がいいとか、ここには列挙されておりますが、何に重きを置くのかというのがやはりわかりにくい。私も参加させていただきましたが、そこはすごくわかりにくかったかなと思います。これは、この部会では議論はできないと思うので、ぜひ全体の会議のときに、県として今後5年間で何をやっていくのか、やれることとやれないことをしっかり書き分けて書いた方がわかりやすいと思いますので、その辺をぜひやっていただきたいと思います。以上です。

○部会長

そのあたりは総合部会の役割なのかなと思います。総合部会の方でそういうことを検討いただけるよう、事務局の方、よろしく願いいたします。

○B委員

最後に1点だけよろしいでしょうか。

○部会長

はい。B委員お願いいたします。

○B委員

今日の話題の中でも、施策が縦割りになっているので、横断的な課題というのが出てきて、それはこっちの部分に出ていますというようなことが何度かあったわけですが、クロスインデックスというか、索引というか、何かそういうものがあるとありがたいと思ったので、申し上げました。

○部会長

そのあたりも事務局で御検討いただくことでよろしいですか。最終的なまとめの表現の仕方ということですね。よろしく願いいたします。

それでは、時間もまいりましたので、本日の審議は終わりにさせていただきたいと思えます。

今回が住みよいいばらきづくり専門部会の最終回ということでございますので、一言ごあいさつ申し上げます。

今回の総合計画は生活大県プランをつくるということで、この部会は、3つの部会の中では大変重要な位置づけになっていたかと思えます。皆様に大変熱心に御議論いただきまして、今の時代が要請します医療の充実とか少子化対策、あるいは環境、地球環境の問題から身近な環境まで含めまして、そして、安全・安心の確保、このような点、この中にしっかり盛り込まれたのではないかなと思います。大変きめ細かな検討をすることができました。大変ありがとうございました。この後は事務局の方でしっかり最終仕上げをお願いしたいと思っております。

それでは、その他として、事務局の方から連絡事項ございましたらお願いいたします。

○事務局

熱心に御審議いただきまして、ありがとうございます。皆様にこうやってお集まりいただく機会は本日が最後になりますので、企画部次長からごあいさつ申し上げます。

○企画部次長

この部会につきましては、今日で公式に御意見をいただくのは最後ということでござい

ますので、一言お礼を申し上げたいと思います。

5回にわたりまして、部会長さん、副部会長さんを初め、皆様方には本当に御熱心な議論をいただきまして、おかげさまで、いい県計画の姿が見えてきたというふうに我々も考えております。とにかく生活大県というものを実現するためにはどうすればよいのかということで、いろいろな御意見をいただいて、取組内容まで含めて形ができてまいりました。また、今回の計画の特徴といたしまして、単純にフルセットの計画をつくるだけではなくて、横軸をきちんとして、全庁的に臨めるようなプロジェクトをきちんと位置づけて、それをやっていけば何とか生活大県にたどり着くような特徴づけもしてまいりました。

そういうことで、生活大県プロジェクトを12ほどつくらせていただいて、そこをぜひ積極的にPRして行って、茨城県は生活大県を実現するためにこういうことをやるんですよということを皆様方に訴えていきたいと思います。あとは我々がこれをきちんと仕上げをいたしまして、その後、予算をきちんと獲得いたしまして、具体的にどういう事業をやっていくか、あるいはこれは各部の競争になるかもしれませんが、できるだけいい事業を事業化して、毎年予算の中に組み入れたいと思っております。

最近の新聞の中で、来年度予算の方針が出されまして、30億円ほどシーリングをかけるということで記事が出ていますが、その30億円につきまして、我々は生活大県特別枠として、新規事業を組むためにいただいております。それに向けまして、各部が一生懸命事業を考えて、新しいものや、あるいはこれまでのものを拡大したりという取組を始めておりますので、ぜひその予算を組む際にも、皆様方についてはこれからもアドバイザーあるいは応援者として御意見を賜りながら、いいものにしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。本当にありがとうございました。

○事務局

ありがとうございました。本日はこれが最後の部会ということでございますが、答申は一応12月を予定しております。それまでにはまだ時間がございます。委員の皆様方には、いつでも結構でございますので、事務局の方に何なりと御意見等がございましたらばお申しつけをいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。2月から長期間にわたりさまざまな御意見を賜りまして、ありがとうございました。

事務局からは以上でございます。

○部会長

それでは、委員の皆様、大変お疲れさまでございました。これにて閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後3時5分閉会